# 令和元年度 自然保護官等研修Ⅱ実施要綱

環境省環境調査研修所

#### 1. 目的

自然環境行政の現場の最前線である自然保護官事務所勤務を間もなく経験するか、または勤務1年目程度(概ね入省2~3年目)の自然系技官の職員が、自然保護官として独り立ちする際に最低限必要となる自然環境行政に関する知識・技術・考え方の基本を習得する。特に、自然保護官が自身の判断を直接的に求められる国立公園管理における必須の技術体系(特に風致判断に関すること等)について、その考え方を身につける。併せて、全員合宿による研修生間の交流を通じて、相互の啓発及びネットワークの形成を図る。

# 2. 期間及び会場

- (1) 期間 令和2年1月7日(火)から1月10日(金)まで(4日間) ※期間中は受講者全員合宿制となります。
- (2) 会場 環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3 TEL 04(2994) 9766
- 3. **教科内容** 別紙のとおりとする。
- 4. 予定研修人員 30 名
- 5. 研修を受ける資格

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1)環境省の職員で国立公園管理、野生生物保護の業務を担当している、又は担当しうる者
- (2) 研修受講に支障のない健康状態にある者
- (3) 大臣官房秘書課長の推薦を受けた者

## 6. 研修生の推薦

研修生を推薦する場合には、別紙様式による被推薦者の「被推薦者名簿」と「略歴書」を添えて令和元年11月13日(水)までに必着するよう、環境調査研修所あて文書により通知する。

#### 7. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定の上、大臣官房秘書課 長にその旨を通知する。

### 8. 修了証書の交付

環境調査研修所所長は、所定の課程を受講した者(原則として1割以上欠課した者を除く。)に対して修了証書を交付する。 なお、受講の状態については、研修終了後大臣官房秘書課長に通知する。

# 9. 経費

(1) 往復に必要な旅費

環境調査研修所から支給する。

(2)滞在費

日額旅費を環境調査研修所から支給する。

次の情報を環境調査研修所ホームページ (URL http://neti.env.go.jp) に掲載しておりますので御参照ください。

◎「研修受講ガイドブック」(研修受講に当たっての留意事項に関する情報を記載しております。)

- 自然保護官等研修 II 教科内容
- 1【基調講義】レンジャーに期待すること 1.5時間 レンジャーが習熟すべき技術、業務における必要性、レンジャーとして仕事に向き 合う際の基本的な考え方や心得等について学び、現場の最前線のレンジャーとしての 自らのあり方、この研修での取り組み方を考える。
- 2【講義】現地管理の実際 3.0時間「自らが担当する国立公園のビジョン(目指す姿)を明確にし、それを実現するためのロードマップを具体的に描き、それを関係者と共有すること」は、現地管理を進める上での必須事項である。研修生が予め作成し持ち寄った「ビジョンとロードマップ」について、発表と討論を行い、2日目以降の研修を経てこれらのグレードアップを図るための下地作りをする。
- 3【講義】景観論 私権や他の公益との共存が避けられない宿命である地域制公園において、公園の風景の劣化を最小限に抑えることは、重要な視点である。風致判断の基礎として、専門の学識者から景観論について学ぶ。
- 4【講義、演習】公園計画 ~ビジョンの具体化と公園計画策定の実務~ 4.5 時間 各々の国立公園のビジョン(その公園(地域)を特徴付ける主要な保全対象やその 保全・利用のあり方について明らかにした「目指すべき姿」)を具体的に表現することは、公園行政の一連の業務の出発点である。設定された国立公園のビジョンの実現を目指して、その公園の保全対象を保全し、望ましい利用形態を推進するために、規制や施設を計画するのが公園計画である。

両者の関係及び許認可や公園整備とのつながりを理解するとともに、計画策定の基本的な考え方や自然保護官として日々どのような点に着眼して"点検作業"を行うことが必要か等の実務の進め方について学ぶ。

また、グループに分かれて討議や実技を行い、公園計画策定に係る基本的な考え方を習得するとともに、調整のあり方について考える。

- 5【講義】国立公園行政の今後の展開 1.5時間 国立公園行政の基本的な方向性やこれからの展開について理解し、現場の第一線で 自然環境行政を担う者として、今後の自らの職務への取り組み方について考える。
- 6【講義、演習】公園の保護と利用 ~許可指導の実務~

4.5 時間

公園の風景の劣化を最小限に抑えるのが許可指導業務である。風致判断の基礎や審査基準の記述内容が意味するもの、許可指導にあたる際の基本的な考え方や手順、留意事項等について学び、具体的な開発事例を題材に、効果的な対処方法等をグループ討議を通して、許可指導業務の基本を習得する。また、公園整備の一環である公園事業の認可指導業務について、許可指導業務と対比させながら学ぶ。

- 7【講義、演習】公園整備 ~自然公園等事業の実務~ 3.0時間 自然公園等事業等の具体的な事例からこれまで果たしてきた役割を再確認するとと もに、現場において自然保護官が直面する地元市町村からの要請、期待等を知り、国 の予算の現状を踏まえ、自然公園等事業をどのように進めていくのかその実務を学ぶ。
- 8【討議】国立公園の利活用のあり方

~国立公園満喫プロジェクトから考える保全と利用の好循環について~ 1.5 時間 これまで受講した講義内容や国立公園満喫プロジェクトで行われている取組の最新 情報等を踏まえ、国立公園の価値を何に見出し、それをどのように保全しながら活用 していくかという利活用のあり方をグループでの討議を通して具体化させ、研修生各 自の現地管理の実際に結び付けていく。

9 その他(開・閉講式、オリエンテーション、自主討議)

3.0時間

合計 24.0時間

- (注)1. 都合により一部内容を変更することがあります。
  - 2. 開講式は、10 時 00 分より行う予定です。9 時 30 分までに入所してください。
  - 3. 閉講式は、15 時 45 分に終了予定ですが、遅れる場合があります。
  - 4. 帰路の航空機や列車の時間等により、最終日の講義や閉講式等を欠席することは認めません。